

答 申 書

(答申第73号)

平成16年9月30日

1 審査会の結論

ふるさと銀河線活性化推進会議に係る公文書のうち、別紙1に掲げる部分を非開示としたことは妥当でなく、開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨 別紙2のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書は、網走支庁がこれまでに鉄道高速化(石北線、銀河線等)について検討したことに係る文書であり、特に地域政策課長等が地元自治体関係者と協議した内容等についての議事録又はそれに代わる要旨又は復命書等の文書のうち、北見市が事務局となり、ふるさと銀河線の将来の在り方等について協議するため、沿線自治体1市6町及び北海道の課長等により、平成14年1月から平成14年8月まで6回開催されたふるさと銀河線活性化推進会議(以下「本件会議」という。)に出席した道の担当者が会議の内容を報告した復命書(以下「本件公文書」という。)である。

イ この会議は、沿線自治体の首長が将来のふるさと銀河線の方向性について判断するために、必要な資料を事務的に整理することを目的とし、事務レベルでの出席者の忌憚のない意見交換により協議が進められたものである。

ウ 本件公文書の内容は、会議の概要等を記載したものであり、その中に説明者の説明概要や出席者の意見交換や質疑等での発言などが記載されている。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件公文書のうち、別紙1の表の中欄に掲げる部分が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)及び同項第6号に規定する非開示情報(以下「6号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めてい

る。

イ 実施機関が本件処分において2号情報に該当するとして非開示としたのは、別紙1の表のうち2の文書の部分、3の文書の部分及び4の文書の(1)の部分であり、実施機関は、これらを開示することにより、JR北海道(以下「本件法人」という。)の事業運営上の地位が不当に損なわれるおそれがあると主張している。

本件処分のうち、2号情報該当性について、以下検討することとする。

(ア) 別紙1の表の2の文書について

別紙1の表の2の文書には、平成14年2月5日に開催された、第2回ふるさと銀河線活性化推進会議の内容が添付されており、同会議の議題の説明概要及び意見交換の内容が記録されている。

このうち、実施機関が2号情報に該当するとして非開示としたのは、「議題」の「高速化について」に関し、説明概要のうち「鉄道高速化に関する記述」の部分と「意見交換」のうち「鉄道高速化に関する記述」の部分である。

(イ) 別紙1の表の3の文書について

別紙1の表の3の文書には、平成14年2月27日に開催された、第3回ふるさと銀河線活性化推進会議の内容が添付されており、同会議の議題の資料概要及び確認(合意)事項の内容が記録されている。

このうち、実施機関が2号情報に該当するとして非開示としたのは、資料2の「確認(合意)事項」の「鉄道高速化に関する記述」の部分である。

(ウ) 別紙1の表の4の文書について

別紙1の表の4の文書には、平成14年4月24日に開催された、第4回ふるさと銀河線活性化推進会議概要が添付されており、出席者の発言の内容が記録されている。

このうち、実施機関が2号情報に該当するとして非開示としたのは、出席者発言のうち「鉄道高速化に関する記述」の部分である。

ウ 実施機関は、非開示部分が開示されると受け止め方によっては、企業イメージの低下が懸念されると主張するが、実施機関が非開示とした部分は、会議出席者が本件法人の考え方を自分なりに判断して発言したものであり、これらを開示したとしても、本件法人への偏見や誤解を生む等により社会的信用を失い営業上の不利益を招くとまでは、認められない。

したがって、開示することにより本件法人の事業運営上の地位が不当に損なわれるとまではいえず、2号情報に該当しないと判断する。

(4) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 実施機関が本件処分において6号情報に該当するとして非開示としたのは、別紙1の表のうち1の文書の部分、4の文書の(2)の部分及び5の文書の部分であり、実施機関は、これらを開示することにより、将来の同種の会議において、発言者が必要以

上に慎重となり、意見交換に支障を来すおそれがあり、会議の円滑な実施が著しく困難になると主張している。

本件処分のうち、6号情報該当性について、以下検討することとする。

(ア) 別紙1の表の1の文書について

別紙1の表の1の文書には、平成14年1月10日に開催された、ふるさと銀河線活性化推進会議の内容が添付されており、同会議の開催目的、会議の考え方、会議の概要及び出席者から出た主な意見が記録されている。

このうち、実施機関が6号情報に該当するとして非開示としたのは、出席者発言のうち、「鉄道高速化に関する記述」の部分である。

(イ) 別紙1の表の4の文書について

別紙1の表の4の文書には、平成14年4月24日に開催された、第4回ふるさと銀河線活性化推進会議概要が添付されており、出席者の発言の内容が記録されている。

このうち、実施機関が6号情報に該当するとして非開示としたのは、出席者発言のうち、「住民への説明に関する記述」の部分である。

(ウ) 別紙1の表の5の文書について

別紙1の表の5の文書には、平成14年8月21日に開催された、第6回ふるさと銀河線活性化推進会議会議録が添付されており、説明事項と質疑等の内容が記録されている。

このうち、実施機関が6号情報に該当するとして非開示としたのは、出席者発言のうち、「市町の意見に関する記述」の部分である。

ウ 実施機関は、出席者の忌憚のない意見交換や本音の議論を求めるためには、会議を非公開とし、その発言内容も非開示としなければ、同種の会議の円滑な運営ができないとし、本件会議において、会議出席者の発言のうち非開示とした部分は、6号情報に該当すると主張する。さらに、具体的な説明を求めたところ、実施機関は、道が事務局となっている同種の会議において、沿線周辺自治体担当者から道に対して「非公開の会議の内容が外部に漏れるようでは、本音の会議などできないし、今後、道に協力できない。」などと指摘されていると説明する。

道が主催する会議については、条例第26条において、実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議は、原則公開となっており、仮に会議を非公開として開催したとしても、その会議の会議録が開示請求された場合には、条例の規定によりその開示非開示の判断をすべきであり、非公開の会議の会議録又はこれに代わる文書が直ちに非開示となるものではないと考える。

本件処分の対象となった会議は、道の主催や法令条例に基づく会議ではなく、会議録も作成されておらず、その会議の中での出席者の発言内容は、道の担当者が復命書に要点を記述したものであり、発言内容自体は出席者の忌憚のない意見や個人的な見解であると認められるものの、会議録又はこれに代わる文書は、条例の規定によりその内容の開示非開示を判断するものであることから、会議が非公開で行われたことをもって会議録又はこれに代わる文書も非開示とすべきであるとの実施機関の主張は、認めることはできない。また、これ以外に実施機関は非開示とする具体的な理由を示していない。

したがって、開示することにより将来の同種の会議において、発言者が必要以上に

慎重となり、意見交換に支障を来すおそれがあり、会議の円滑な実施が著しく困難になるとまでは認めることはできず、6号情報に該当しないと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成16年3月2日	諮問書の受理（諮問番号283） 実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書一部開示決定通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書 ）の提出
平成16年3月8日	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を第二部に付託
平成16年4月19日 （ 第二部会 ）	実施機関から本件処分の理由等を聴取 異議申立人から意見書の提出 審議
平成16年5月17日 （ 第二部会 ）	異議申立人の意見陳述 実施機関から補足説明等を聴取 審議
平成16年6月14日 （ 第二部会 ）	審議
平成16年7月12日 （ 第二部会 ）	審議
平成16年9月2日 （ 第二部会 ）	審議
平成16年9月22日 （ 第二部会 ）	審議
平成16年9月28日 （ 第61回審査会 ）	答申案審議
平成16年9月30日	答申

別紙 1

本件処分における非開示部分

番号	対 象 公 文 書	非開示とした部分	該 当 条 項
1	ふるさと銀河線活性化推進会議 (平成14年1月11日付け復命書)	鉄道高速化に関する記述	条例第10条 第1項第6号
2	第2回ふるさと銀河線活性化推進会議 (平成14年2月6日付け復命書)	鉄道高速化に関する記述	条例第10条 第1項第2号
3	第3回ふるさと銀河線活性化推進会議 (平成14年2月27日付け復命書)	鉄道高速化に関する記述	条例第10条 第1項第2号
4	第4回ふるさと銀河線活性化推進会議概要 (平成14年4月25日付け復命書)	(1)鉄道高速化に関する 記述	条例第10条 第1項第2号
		(2)住民への説明に関する 記述	条例第10条 第1項第6号
5	第6回ふるさと銀河線活性化推進会議会議録 (平成14年8月22日付け復命書)	市町の意見に関する記 述	条例第10条 第1項第6号

別紙 2

異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過等

- (1) 平成15年12月1日 本件開示請求
- (2) 平成15年12月16日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定通知
- (3) 平成16年2月16日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 条例第10条第1項第2号による非開示について

2号情報に該当する、「開示することにより、当該法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる」情報等は、法人の資産や経営に関する情報、あるいは独自技術にかかわる情報等、法人の事業運営に直接不利益が及ぶ可能性のある情報と解される。

開示された文書の記載事項は、すべて行政職員の発言・説明内容であり、JR北海道からの提案を受けて高速化の議論を行った会議録である。

不開示部分に、JR北海道の資金収支や高速化に関する諸技術等のいわゆる「企業秘密」に関するような、開示することによりJR北海道の事業運営上の地位を不当に損なう情報が記載されているとは考えにくい。したがって、2号情報には該当しないため本件処分は違法である。

「企業秘密とはいえないまでも明らかに法人に関する情報」、「受け止め方によっては」に関する部分の説明があまりに抽象的である。

「事業運営上の地位が不当に損なわれるおそれ」の態様について具体的に明示していない。

不開示決定の要件を著しく拡大解釈しているものと判断され、処分庁の主張には理由がないので、一部開示決定処分を取り消して、開示決定処分をしていただきたい。

イ 条例第10条第1項第6号による非開示について

6号情報に該当する「開示することにより、将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる」情報の例として、同号には「試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画」が例示されている。

ふるさと銀河線活性化推進会議は既に全日程を終了しており、当該非開示情報を開示しても、例示されている道の事務事業の公正円滑な実施は困難にはならない。したがって、6号情報には該当せず本件処分は違法である。

積極的公開を行ってこなかったという経緯がある」として、「協議の経過を公表していない」会議の内容を会議終了を理由にすべて開示することはできないと主張するが、

「協議の経過を公表していない」会議とは、法令や会議の設置要綱、規約等で非公開を規定している会議と解するのが普通であり、「積極的公開を行ってこなかったという経緯がある」会議と「協議の経過を公表していない」会議とを混同していると言わざるを得ない。

仮に「発言者が必要以上に慎重になり、自由な意見交換に支障がきたすおそれがある」会議を開催する場合は、「設置要綱等」に非公開を規定すれば会議の円滑な運営は保障されるのであり、当該不開示情報の開示が「将来の同種の会議の円滑な運営を著しく困難にする」ことはあり得ない。

開示請求に係る公文書は原則開示であり、不開示情報に該当するかどうかは過去の経緯にかかわらず、請求の都度判断するものと解すべきである。

当該不開示情報が、条例に例示されている情報に類する事務事業情報とは言い難いので、一部開示決定処分を取り消して、開示決定処分をしていただきたい。

3 実施機関の説明要旨

(1) 非開示の理由

ア 条例第10条第1項第2号による非開示について

法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるため、これらは条例第10条第1項第2号に規定する非開示情報に該当するものである。

イ 条例第10条第1項第6号による非開示について

開示することにより、将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるため、条例第10条第1項第6号に規定する非開示情報に該当するものである。

(2) 異議申立理由に対する反論

ア 条例第10条第1項第2号による非開示について

この活性化推進会議では、JR北海道からの提案を受けて一定の議論が行われているが、ふるさと銀河線に関連したJR北海道の経営方針に関わる発言については、異議申立人が指摘するような「企業秘密」とは言えないまでも、明らかに法人に関する情報であり、その受け止め方によっては、開示することにより、JR北海道の事業運営上の地位が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

イ 条例第10条第1項第6号による非開示について

本件公文書に記録のある活性化推進会議は、第1回の会議録にあるとおり、鉄道を存続した場合とバス転換した場合の双方を併せて検討し、沿線自治体の長であると同時に運営会社の役員でもある各首長が、将来のふるさと銀河線の方向性について判断するために必要な資料を事務的に整理することを目的としていたものである。

このため、活性化推進会議では、各担当職員からの忌憚のない、自由な意見交換により協議が進められたが、これらの検討段階の情報については、住民等の不安感を煽る、あるいは住民等に誤解を与えることのないようにするため、構成団体間で協議の上、確認し、積極的な公開を行ってこなかったという経緯がある。

異議申立人は、会議の全日程が終了していることを理由に非開示を不服としているが、仮に、協議の経過を公表していない会議の内容について、会議終了を理由にすべ

てを開示するとの立場をとるとすれば、今後、道が市町村等と協議を行う場を設けるに当たって、事前に担当者間で意見交換を行う際、発言者が必要以上に慎重となり、自由な意見交換に支障を来すなどのおそれがあると認められる。